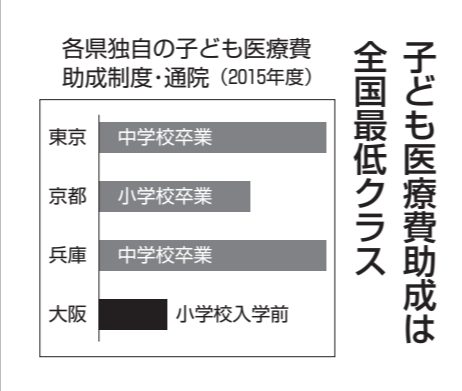
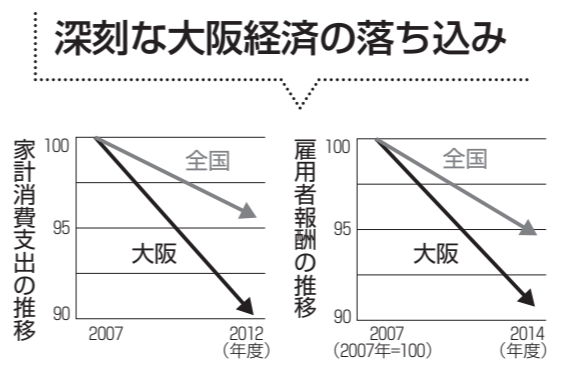




# 庶民のまち大阪

## 仕事と商売が繁盛してこそ元気なまちに！

### 維新政治8年で 大阪はボロボロに――



10月12日、南森町での街宣行動

### 維新政治に終止符で

5月10日に扇町公園で開催された集会には「大阪市をなくすな！」「住民投票で反対を」と、立場の違いを超えて5000人以上が参加した

# 住民が主人公の大阪を

11月22日投票の大阪府知事・市長ダブル選挙。大阪自治労連は第28回定期大会で「知事選挙・大阪市長選挙に勝利し維新政治に終止符を！維新による権利侵害を打ち破ろう」の方針を決定し、「維新政治退場」の一点での共同を追求し、全力を挙げたことを確認しました。

「都構想に再挑戦」するという維新―住民投票の「民意」は何だったのか

橋下市長は、「おおさか維新の会」という国政政党を立ち上げ、ダブル選挙では再度「都構想」を掲げ、住民投票に再び「挑戦」すると言っています。5月の住民投票後、橋下市長は、「住民投票は何度もやるものではない。1回限り」「最初で最後のチャンス」などと発言していました。にもかかわらず、首相官邸と歩調を合わせるように「改憲タッグ」を組み、戦争法案強行採決によって生まれた野党共闘つぶしを始めています。

### ダブル選 勝利で

## くらし・福祉守る府・市政を

「住民投票」の闘いで築いた「共同」を揚げダブル選に勝利しよう

自分たちの政治的思惑から、大阪府政・市政を私物化する橋下・維新政治を終わらせ、大阪の地方自治を住民の手に取り戻さなければなりません。私たちは、住民投票のたたかいを通じて大きな財産をつくり

ました。これまでの選挙戦では経験したことのない「共同のひろがり」です。

労働組合、民主団体の運動だけでなく、大阪市の敬老バスの有料化、路線バスの廃止や運行本数の削減で足を奪われた高齢者の怒り、住吉市民病院を廃止された市民の反撃、中小企業施策の後退で失望を深める商工団体や商店会組合、そして、維新の議員以外を追い出し、自分たちだけで区割りを決めた特別区

設置の「協定書」など、市議会など政治家の中にも大きな批判と反撃が生まれました。市民の中に対立と分断を意図的に持ち込む橋下・維新のやり方に対して、「大阪を守り、よくしたい」という共同が広がりました。政党も自民党、民主党、公明党、共産党が一点共同を組み、運動を上げる画期的なことが起こりました。この運動の教訓を生かして「共同」を揚げ、大阪庶民の力でダブル選挙に勝利し、大阪の経済とくらし・福祉を守る府政と大阪市政を取り戻しましょう。



# 仲間を増やして 職場要求実現へ

門真市職労の  
小山賢一さん



富田林市職労の  
寺内克憲さん



10月12日に大阪市内で「15秋の組織・共済強化拡大交流集会」が開催され81人が参加しました。荒田功委員長のおいさつに続き、関口裕志組織局長が、要求実現のたまたかの中で組合への加入につながったことなど全国的な特徴を報告し、年間1割の組合員増の目標に向け、この秋に前進をつくっていかうと呼びかけました。高野伸樹自治労連共済事務局長は、自治労連共済の魅力について数字を使ったりリアルな報告と、自信を持って加入を訴えていくことが大切と訴えました。単組報告では、大阪府職労からすべて

### 15秋の組織・共済 強化拡大交流集会

の取り組みの中心に組織拡大を貫き、繰り返し意思統一をすすめ、拡大を大きく取り組んだことと、若手の組合員の参加が大きいです。富田林市職労からは役員が春の月間を昨年を上回る組合員や共済加入を実現したことが話され、門真市職労からは組合加入でも共済加入でも目標に執着し、努力の中で加入率を維持していることなどが報告されました。参加者は、たたかう中で仲間を増やすなど、秋の拡大期間での前進とダブル選挙勝利に向けて決意を固めました。

### 今月のキーワード

「運動会」

秋といえば「運動会」と思い浮かぶほど国民的な行事ですが、日本が近代国家をつくりあげる過程で大きな役割を果たしたと言われています。日本で最初に行われた運動会は1874（明治7）年3月21日海軍兵学校で行われた共闘遊戯会であるといわれています。その後、初代文部大臣・森有礼が体育の集団訓練を進めるために学校で運動会を行うようになりました。通学している学生、保護者、地域の住民も含め学校を中心とした地域社会の連帯を確認・強固にし、地域社会の連帯感の強化に大きな役割を果たしました。

### ジェンダー平等にむけて

「女性活躍推進法」

今国会で成立。正しくは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」です。2016年4月1日から施行される10年間の時限立法です。基本原則として①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供およびその活用が行なわれること②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきことなどが挙げられています。しかし、適用される企業は301人以上で、働く女性の6割を占める非正規労働者への対応も示していないなど、問題があります。